

下水道使用料 特例算定のご案内

小郡市の下水道使用料は、汚水の排出量（使用水量）が増えるほどに割高となる節水型料金体系となっています。

従いまして、全世帯の使用水量を親メーター1個で管理しているマンション等は、1戸建住宅と比較すると、1戸あたりの使用料が割高になってしまう場合があります。

そこで、このようなアパート、マンションにお住まいの方が不利益を受けないよう、特別な計算により、下水道使用料を算定（特例算定）する制度があります。

特例算定の適用をご希望の方は、以下の内容をご覧ください、お申し出ください。

1. 特例算定の対象

2戸以上の使用者で量水器（親メーター）を共同で使用している住宅等の所有者若しくはその代理人又は管理人（以下「所有者等」）

（注）上水道をご利用の場合、三井水道企業団からの水道料金が、全世帯分一括請求となっている物件が対象となります。

2. 特例算定による計算方法

- 「親メーターによる全体の使用水量」÷「世帯数」＝「1世帯の使用水量（平均水量）」
 - 「1世帯の使用水量（平均水量）」から「1世帯の使用料（平均使用料）」を算定
 - 「1世帯の使用料（平均使用料）」×世帯数＋消費税＝「特例算定による下水道使用料」
- * 詳しくは別紙1をご覧ください。

3. 特例算定による下水道使用料のお支払い

所有者等が代表してお支払いいただきます。

（注）市から各世帯へ個別の請求はできませんのでご注意ください。

4. 特例算定の手続

- 特例算定申請書
- 所有者等・使用者（選定・変更）届
- 使用者名簿
- 住宅等の平面見取り図
- 委任状（申請者が代理人の場合）

5. 変更などの届出

特例算定の適用後、次の場合は下水道課での手続が必要です。

- 所有者等に変動または住所の変更等があったとき
- 特例算定による使用料算定を中止しようとするとき
- その他の届出事項に変動があったとき

6. 注意事項

特例算定の適用は、申請があった日以降の最初の検針に係る使用分からとなります。

【手続・お問合せ先】

小郡市 下水道課 管理係
Tel (0942) 72-2111 (内線342)